

令和元年度丹波篠山市各種研究大会公募要領

平成31年4月1日施行
市民生活部人権推進課

- 1 丹波篠山市各種研究大会参加補助金交付要綱（平成21年要綱第81号。以下「要綱」という。）第1条の目的を達成するために、要綱第2条に基づく補助対象事業及び要綱第3条に基づく交付対象者を公募により決定します。
- 2 補助対象事業の募集方法は、次のとおりとします。
 - （1）応募期限は、令和元年5月17日（金）17時までとします。
 - （2）応募方法は、補助対象事業承認申請書（様式第1号）に申請する事業の大会要綱等詳細が分かるもの（ない場合は、前年度分でも可）を添付して市長あてに申請してください。
- 3 申請された事業が要綱第1条及び第2条に基づく事業に該当するかの審査を人権推進課で行い、市長の決裁を受けた後、その結果を補助対象事業承認（不承認）書（様式第2号）で通知します。
- 4 要綱第2条に規定する「補助対象事業」とは、要綱に規定している基準のほか、次各項のいずれかの基準に合致する研究大会とします。
 - （1）「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）」第1条に掲げる目的を研修する研究大会。
 - （2）過去5年度以内に補助実績のある研究大会。
 - （3）前項に合致しない場合は、おおむね5個以上の人権課題を研修することができる研究大会。なお、人権課題とは、法務省が啓発活動強調事項として掲げている17項目を指します。
- 5 要綱第2条に規定する「公的機関」とは、政府、独立行政法人及び特殊法人等の政府関係機関並びに地方公共団体の関係機関を指します。また、地方公共団体または公的機関が構成団体として参加している実行委員会も公的機関とみなします。
- 6 承認された補助対象事業に参加する交付対象者は、市ホームページ等により一定期間公募します。
- 7 定員を上回った応募があった場合は、参加回数等を考慮し交付対象者を選定します。